

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2015年7月24日から2015年8月24日までに公布された主な環境法令	… 4
	2015年7月24日から2015年8月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 4
	2015年7月24日から2015年8月24日までの主な行政情報	… 4
	2015年7月24日から2015年8月24日までの主な裁判情報	… 7
	2015年7月24日から2015年8月24日までの主なニュース	… 7

「環境法政策を読む」 地域循環圏形成 1

平成 27 年度地域循環圏高度化モデル事業・2R システム構築モデル事業

「平成 27 年度地域循環圏高度化モデル事業」及び「平成 27 年度 2 R システム構築モデル事業」について、応募案件を審査した結果、5 件が採択された。

- ・地域循環圏高度化モデル事業

平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」(以下、循環基本計画と言う。)では、「地域循環圏」の形成の取組を拡充・発展させ、全国各地において地域循環圏づくりを具体化・高度化させていくことの必要性が明記されている。

この「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させ、重層的な地域循環を構築していこうとする考え方である。地方公共団体を主体としつつ、産(事業者)、学(大学等)、金(地域の金融機関)、民(NPO、地域の住民等)といった地域コミュニティを形成する関係者が協力・連携し、高度な地域循環圏を構築する事業を支援する。

- ・2R システム構築モデル事業

本事業では、一定の地域において、2R(リデュース・リユース)取組を推進するための制度的な取組を規制的手法(2R 促進条例、2R 状況報告・公表条例など)、経済的手法(2R エコポイント、デポジット制度など)、情報的手法(商店街などとの連携による 3R 見える化ツールの地域的導入、2R エコラベルの導入など)、自主的手法(自治体や住民と事業者間の 2R 協定や、事業者団体や商店街による自主行動計画など)のいずれかの手法を用いてモデル的に実施する事業を支援する。

また、公(地方公共団体)、産(事業者)、学(大学等)、金(地域金融機関)、民(NPO、自治会等)が参画する会議体を設置し、その取組内容についての検討や評価等を実施する。

「環境法政策を読む」 地域循環圏形成 1

■平成 27 年度採択モデル事業

【地域循環圏高度化モデル事業】

申請者名	申請事業名	事業の概要
農事組合法人 百姓倶楽部	下妻地域食品リ サイクル事業	茨城県下妻地域において、地方公共団体や事業者等との連携により、未利用の食品循環資源についてメタン発酵によるリサイクルを行い、バイオガスと消化液肥を有効に活用する高度な地域循環圏の構築を図る。
株式会社廃棄 物工学研究所	鳥取県東部にお ける生ごみの液 肥化による地域 循環圏高度化モ デル事業	鳥取県東部地域において、地方公共団体や事業者等との連携により、再生利用事業におけるコスト調査、学校給食等に伴い発生する生ごみを液肥化し、それをを用い栽培した農作物を再び学校給食等に利用する等の事業を実施し、地域循環圏の高度化を図る。
株式会社 TRES	福岡県南筑後地 域プラスチック 等循環圏高度化 モデル事業	福岡県南筑後地域において、地方公共団体や事業者等との連携によるプラスチック循環事業の事業化に向けた収集見込量調査及び分別・収集実証事業等を実施し、高度な地域循環圏の構築を図る。

【2R システム構築モデル事業】

申請者名	申請事業名	事業の概要
認定特定非営 利活動法人ス ペースふう	「イベントごみを減 らそう！」条例制 定ための調査研 究事業	山梨県富士川町において、地方公共団体や事業者等との連携により、2R の推進の取組が、町民、あるいは事業所等にどのような評価を得られているか調査分析を実施し、2R に関する条例の制定を視野に入れた 2R システムの構築を図る。
株式会社廃棄 物工学研究所	戦略的作業管理 に基づく持続可能 なフードバンク活 動による 2R システ ムの構築	岡山県において、地方公共団体や自立相談支援機関等との連携により、フードバンクの業務の効率化等を検討し、持続可能なフードバンク活動の普及・拡大による 2R システムの構築を図る。

地域循環圏高度化モデル事業の過去の採択事例

平成 25 年度（3 件）

申請者名	申請事業名
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)	中部地方(名古屋駅周辺)における地域循環圏形成モデル事業(事業系ごみ(食品残さ・紙類)の分別徹底)
(株)TRES	福岡県南筑後地域 プラスチック等循環圏形成モデル事業(マテリアル・油化燃料・RPF)
(株)廃棄物工学研 究所	山口県南部 食品廃棄物循環圏形成モデル事業(飼料化等)

「環境法政策を読む」 地域循環圏形成 1

平成 26 年度（4 件）

(株)TRES	福岡県南筑後地域 プラスチック等循環圏形成モデル事業
バイオソリッドエナジー(株)	山形県、宮城県の広域連携による食品廃棄物、家畜排泄物を活用した電力、肥料・飼料生産による地域循環圏形成モデル事業
(株)廃棄物工学研究所	鳥取県東部における食品廃棄物の液肥化等による地域循環圏形成
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)	中部地方(名古屋駅周辺)における地域循環圏形成モデル事業(事業系ごみ(食品残さ・紙類)の分別徹底)

※ 「地域循環圏」とは、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方である。

※ 「地域循環圏の形成」 循環基本計画では、例として次の 4 つが挙げられている。

- ① 農山漁村地域で、生ごみの肥飼料化、バイオガス化や木材の有効利用を推進する
- ② 都市・近郊地域で、都市・近郊で排出される食品廃棄物等を農村地域で肥料として利用する都市農村連携やエコタウン、工業地域等との連携を進める、
- ③ 動脈産業地域で、セメント、鉄鋼等の基幹動脈産業の基盤やインフラをこれまで以上に活用し、循環資源を大量に抱え持つ大都市エリアと連携する
- ④ 循環型産業地域で、リサイクル事業者の保有する技術等をより一層高度化させ、動脈産業地域との連動を図る

※ 「地域循環圏の高度化」 循環基本計画では、各主体と連携して、①既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を盛り込む、②地域循環圏の特性に応じた低炭素な地域づくりを進める、③バイオマス系循環資源については、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内での循環利用、などの取組により地域循環圏の高度化を図る、としている。

■ 事業者における留意点

地域循環圏の高度化モデル事業として平成 25 年度以降に採択された 10 件のうち、食品リサイクル事業が 7 件を占め、残り 3 件はプラスチックリサイクル事業である。資源循環が充分でないといわれるもののうちの 2 点が重点的に取り組まれている段階といえる。今後、地域循環圏の高度化に向けて様々な展開が想定されるが、事業者も、地域コミュニティの一員として協力・連携し、高度な地域循環圏を構築する事業を支援することが求められる。事業の評価等にも注意を払い、地域循環圏の高度化に向けての動向に留意していく必要がある。